

平成27年11月20日

第11回 定例会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第11回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成27年11月20日（金）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	64	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
3	65	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
4	66	農地法第3条許可申請について
5	67	農地法第5条許可申請について
6	68	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月20日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲  
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広  
農地係参事補 前 原 光 博

議長 平成 27 年第 11 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

8 番城森委員、9 番桑原委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 64 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

名簿登録番号〇〇地区 12 号、〇〇〇〇さんは〇〇町の果樹専門型の認定農家で経営面積は 93a、作付面積は 97a でございます。

農業労働力は、臨時雇 6 名でございます。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の、〇〇地区名簿登録番号 12 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 65 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は2ページから21ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号39号から96号、98号、99号は中間管理事業のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外59名で、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外59名でございます。

内訳につきましては畑が93筆で131,819㎡、田が8筆3,513㎡でございます。

整理番号97号は自作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては畑が2筆で806㎡でございます。

合計103筆の136,138㎡でございます。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての、整理番号39号から整理番号99号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号29号

整理番号29号の申請地は、〇〇町〇〇、畑、305㎡、〇〇町〇〇、畑、670㎡、〇〇町〇〇番〇、畑、2,491㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、66歳、東京都にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、63歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

譲渡人は譲受人のいとこにあたります。

整理番号29号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号29号の申請地については24・25ページに掲載してあります。

申請地は、集落の内外に点在し、〇〇公民館より約400m以内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が

定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号 30 号

整理番号 30 号の申請地は、〇〇字〇〇町〇〇，畑，3,269 m<sup>2</sup>，〇〇字〇〇〇  
〇番〇，畑，1,077 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，農業，79 歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，48 歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の親にあたります。

整理番号 30 号については調査書にあるとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には  
該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 30 号の申請地については 27・28 ページに掲載してあります。

申請地，〇〇〇〇番は，〇〇研修館より南西側約 400m，〇〇〇〇番〇は〇〇  
〇〇〇〇より東側約 300m に位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が  
定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いい  
たします。

整理番号 29 号を，中原委員。

整理番号 30 号を，俵積田義信委員にお願いします。

5 番（中原委員）整理番号 29 について報告いたします。

譲渡人〇〇〇〇さん，東京にお住まいです。

譲受人〇〇〇〇さん。

譲渡人と譲受人はいとこであります。

申請地は〇〇町〇〇番は畑，甘しょを作付けされておりました。

〇〇町〇〇は茶畑であります。

場所は県道〇〇〇〇線の西側に位置し，〇〇公民館の南側にあります。

〇〇町〇〇番〇は〇〇集落の西で，県道〇〇〇〇線で〇〇入口より北東に 200  
m くらいの位置にあります。甘しょを作っておりました。

受贈後は周囲と一体的に茶園及び甘しょ畑として利用する計画であり，本件の  
権利取得により，周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は  
生じないものと考えられ，問題のない申請かと思われます。

以上で終わります。

議長 整理番号 30 号を，俵積田義信委員にお願いします。

11 番（俵積田義信委員）整理番号 30 号について報告いたします。

調査日は 11 月の 9 日，立会人は譲受人〇〇〇〇さん。

譲渡人が〇〇〇〇さんですが親子であります。

申請地は議案書のとおり 2 筆ではありますが，1 筆目は〇〇字〇〇町〇〇，面積

は 3,269 m<sup>2</sup>, 畑かん地区であります。

場所は〇〇センターと〇〇集落の中間に位置します。

東西は道路, 南に茶畑, 北側がキャベツ畑であります。

申請地もお茶畑であります, 所有権の移転後も引き続きお茶を栽培するという  
ことで, 周囲への影響はありません。

2筆目が〇〇字〇〇〇〇番〇, 面積が 1,077 m<sup>2</sup>, これも同じく畑かん地区で  
あります。

場所は〇〇〇〇から東へ 300m くらい, 〇〇集落との中間に位置します。

南・西側が道路で, 周りはすべてお茶畑であります。

権利取得後も引き続きお茶園として利用するという, これも周囲への影  
響はありません。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号, 農地法第 3 条許可申請の整理番号 29 号及び 30 号については, 事  
務局の説明及び, 地区担当委員の報告のとおり, 許可することに御異議ありませ  
んか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第 66 号については, 申請のとおり許可することに決定いたしま  
した。

次に日程第 5 号, 農地法第 5 条許可申請についてを, 議題といたします。

それでは, まず議案内容について, 事務局に説明をお願いいたします。

事務局 まず最初にですが, 許可案件の変更があります。

29 ページ整理番号 34 号につきましては, 申請人都合により, 取り下げの申し  
出がありましたので, 案件を取り下げいたします。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件で, 所有権の移転に関する申請が 4 件で  
す。

整理番号 35 号

整理番号 35 号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 60 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は〇〇〇〇さん・無職ほか 3 名です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は, 「申請地の東側にある住宅を取得するが, 駐車場がないため, 申  
請地を同時に取得したい。」とのこと。

申請地は, 33 ページに掲載してあります。

〇〇公民館より北東へ160m及び〇〇橋より南側約80mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は、軽自動車3台分の駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は60㎡で問題のないものと思われまます。

駐車場への転用にあたり、現状のまま、整地のみで、境界にはブロック塀が施してあり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのこと。

申請地の北側及び東側は道、西側及び南側は宅地であり、隣接農地もありません。

工作物を設置しないので、周辺土地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。雨水については自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして、整理番号36号

整理番号36号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、195㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇さん・無職です。

譲受人は〇〇〇〇さん、看護師です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「親族が来訪した際の駐車場を確保したいため。」とのこと。

申請地は、35ページに掲載してあります。

〇〇グラウンド東側道路向いに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は、普通自動車4台分の駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えまます。

計画面積は195㎡で問題のないものと思われまます。

駐車場への転用にあたり、現況が、中央部分に高さ約1m程度の段差があることから、道路と同じ高さに合わせるため、約0.2mから1m程度の切土をし、また、法面保護をおこないます。境界にはブロック塀が施してあり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのこと。

申請地の西側は道、その他周囲は、宅地であり、隣接農地もありません。

雨水については自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして、整理番号37号

整理番号 37 号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 130 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 学童保育・支援員です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

転用目的は通路です。

申請事由は, 「隣地に建築する居宅敷地への車両通行路として利用したい。」とのことです。

申請地は, 37 ページに掲載してあります。

〇〇中学校より南側約 900m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり, 農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し, 第 2 種農地と判断します。

転用目的は通路で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 130 m<sup>2</sup> で問題ないものと思われまます。

申請地の北側は道, 東側及び南側は譲渡人所有の農地, 西側は宅地です。

本件申請地は, 父である譲渡人により分筆, 無償譲渡されものを申請人が自宅を建築するため, 平成 27 年 9 月に西側隣接地を宅地造成する際の進入通路として整備していたものです。

「農地法の許可が必要であることを知らずに無断転用してしまい, 今後, こうした事のないよう十分注意する」との始末書が添付されております。

申請地表面には砂利が敷設されており, 雨水については自然流下により北側水路へ放流するよう施されてあります。

東側及び南側の分筆後の農地境界には, 畦畔を施してあり, 周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止するよう措置されてあります。

そのほか, 周囲の土地に, これまでも, 被害を及ぼしたこともないため, 無断転用であります, やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして, 整理番号 38 号

整理番号 38 号の申請地は〇〇町〇〇番, 畑, 360 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 不動産仲介業, です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は宅地造成です。

申請事由は, 「申請地区域は住宅地として最適地で, 当地区を希望する住宅建設予定者が多いので, 申請地を宅地に造成して販売したいため。」とのことです。

整理番号 38 号の申請地は, 39 ページに掲載してあります。

〇〇町〇〇〇〇から西側約 200m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は宅地造成で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えまます。

計画面積は 360 m<sup>2</sup>で問題ないものと思われます。

申請地の北側は道，西側は宅地，東側及び南側は遊休地化した農地です。

宅地造成にあたり，道路と同じ高さにするため，1.2mから 1.5mの盛土をおこないません。

南側農地境界に，擁壁を施し，周囲はブロック積みをし，周辺へ土砂雨水が防止するよう措置するとのこと。

雨水については，北側側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして，調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 34 号から 36 号までを，

俵積田義信委員にお願いします。

11 番（俵積田義信委員）議案 67 号，整理番号 35 号について調査の結果を報告いたします。

調査日は 11 月の 10 日。

調査員は畑野委員と前原さんと私であります。

立会人は申請人の〇〇〇〇さん，申請地は〇〇町〇〇番〇，面積は 60 m<sup>2</sup>です。

転用目的は駐車場であります。

今回，〇〇〇〇に住んでいる〇〇〇〇さんが，申請地の隣の中古の家を購入して移転するということでもあります。

駐車場が無いために申請地を同時に購入して，駐車場として使用するということでもあります。

場所は〇〇橋から南西に 200m くらい入った住宅地であります。

周りはすべて宅地で家が建っております。

花木を植えてありますが，引き抜いて砂利を敷いて使うということで，被害防除計画も適正で問題のない申請であります。

次に整理番号 36 号について報告いたします。

調査日，調査員は 35 号と同じであります。

立会人は申請者〇〇〇〇さんのお母さんである〇〇さん。

面積は 195 m<sup>2</sup>，申請地は〇〇町〇〇番。

転用目的は駐車場であります。

場所は〇〇公民館の運動広場がありますが，その市道を挟んで南側にあります。

申請者の家の西隣で，道路より一段低い土地で，菜園畑として利用しております。

転用後は道路の高さに盛土して，4 台の車が駐車できるようにするということでもあります。

周りはすべて家が建っており，排水も市道の側溝に流すということで，被害防

除計画も適正で、問題のない申請であると思います。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号 37 号及び 38 号を、畑野委員お願いします。

13 番（畑野委員）整理番号 37 号について報告いたします。

調査日、調査員についてはさっきの 2 件と同じでございます。

譲渡人〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は〇〇中学校より南へ約 900m に位置しており、北側は市道、東側と南側は譲渡人の農地であります。現在は不耕作であります。西側は宅地となっております。

譲渡人と譲受人は親子の関係であります。

今回申請地の隣接地〇〇に居宅を新築するための車輛通行路としての転用がありますが、平成 27 年 9 月 10 日ころより申請地を車輛通行路として無断転用したことが判明したということで始末書が出ております。

雨水については自然流下。現在バラスを敷いてありましたので流出防止策をとるように指示をしております。

特に隣接農地には支障を及ぼす恐れはないと思われ、妥当な申請ではないかと思われ。

次に整理番号 38 号について報告いたします。

譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと調査を行いました。

申請地は〇〇町の〇〇〇〇より西へ約 200m に位置しております。北側は市道、西側は宅地、東側と南側は畑となっております。

申請地の南側にはコンクリート擁壁を設置し、東側西側北側の境界にはコンクリートブロック積みを作成して土砂の流出を防止するとのことをごさいます。

また、排水については北側市道側溝に排水するよう設備し、造成するとのことをごさいます。

申請地の区域は住宅地として当地区を希望する建設予定者も多く、妥当な申請ではないかと思われ。以上で報告を終わります。

議長 只今の事務局の説明及び調査員の報告に対し、質疑・意見はありますか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 35 号から 38 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第6号議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は40ページから46ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号169号から179号の53利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外10名、利用権設定をするもの、〇〇〇〇さん外69名で、設定面積は、畑が51筆の63,743㎡、樹園地が223筆の502,032㎡、田が2筆の1,048㎡、合計276筆の566,823㎡でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13番(畑野委員) 整理番号172-1なのですが、上から5行目かな、〇〇さんが〇〇の方に借りていらっしゃるわけですかね。

事務局 地番については〇〇は〇〇町のこの地番を〇〇さんが借りているということですね。

13番(畑野委員) 借りてらっしゃるわけですね。普通まあ〇〇さんは普通作が中心ですよ。

事務局 ここにですね、利用権設定の詳細の資料を持ってませんので、ここは確認をしたいと思います。

13番(畑野委員) はい、わかりました。

11番(俵積田義信委員) 40ページなのですが、177-1と177-2、〇〇町この耕作者は〇〇〇〇さんですけど解約になるんですか。

事務局 農用地利用集積計画の調整ということで、継続の申請があった利用権設定でございます。

11番(俵積田義信委員) 〇〇さん亡くなったんですがそれはどうなるんですか。

事務局 いつ、早いんですかね。

11番(俵積田義信委員) ひと月くらい前です。

事務局 利用権設定をする申請をするときの段階では、ご存命だったと思うので、契約されてますので、相続人の方に今回は継続するかどうかっていう確認はすることになります。

11番(俵積田義信委員) 相続人。相続人はいないんじゃないかな。

はいわかりました。あとで相談に参ります。

議長 他にありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号，農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の，整理番号 169 号から 179 号の 53 つについては，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 68 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 68 号の決定いたしました案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨，12 月 10 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして，本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので，閉会いたします。

なお，この後しばらく休憩ののち，全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 35 分閉会